

## (R0525) 消防法

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、いずれも無窓階を有しないものとし、危険物等の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 屋内消火栓設備を設けるべき地上8階建ての防火対象物に、屋外消火栓設備を設置する場合は、3階以下の各階について屋内消火栓設備を設置しなくてよい。
2. 木造、延べ面積400m<sup>2</sup>、地上2階建ての図書館には、自動火災報知設備を設置しなくてもよい。
3. 延べ面積5,000m<sup>2</sup>、地上3階建ての耐火建築物であるホテルには、スプリンクラー設備を設置しなくてもよい。
4. 延べ面積5,000m<sup>2</sup>、地上2階建ての準耐火建築物である倉庫については、屋外消火栓設備を設置しなくてもよい。

〔R0525〕 正答 1

1. 誤り。消防法令11条4項により、同条1項各号に掲げる防火対象物に屋外消火栓設備を設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分（屋外消火栓設備にあっては、1階及び2階の部分に限る。）について屋内消火栓設備を設置しないことができる。3階については屋内消火栓設備を設置しないことはできないため、誤り。
2. 正しい。図書館は、消防法令別表1(8)項に該当し、同法令21条1項四号、十一号その他各号に該当しないため、自動火災報知設備を設置しなくてもよい。
3. 正しい。ホテルは、消防法令別表1(5)項イに該当し、同法令12条1項三号、四号、十一号、十二号その他各号に該当しないため、スプリンクラー設備を設置しなくてもよい。
4. 正しい。倉庫は、消防法令別表1(14)項に該当し、同法令19条1項に該当しないため、屋外消火栓設備を設置しなくてもよい。